

**令和3年度
補正予算説明資料
(3月31日専決処分)**



大台町

1 補正予算の要旨

繰越明許費の追加が必要な予算が生じたこと及び歳入予算に誤りがあったことに
対応する補正予算の編成が必要になったことから、所要の措置を講じるものです。

なお、当該補正予算の編成が必要となった時点（3月31日）では、臨時会を招集す
る時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を
行います。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,153,011	0	8,153,011	0.0
特別 会計	国民健康保険事業 特別会計	1,157,567	—	1,157,567	—
	介護保険事業 特別会計	1,708,095	—	1,708,095	—
	生活排水処理事業 特別会計	300,238	—	300,238	—
	後期高齢者医療事業 特別会計	336,474	—	336,474	—
	小計	3,502,374	—	3,502,374	—
企業 会計	水道事業会計	928,705	—	928,705	—
合計		12,584,090	0	12,584,090	0.0

※水道事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■歳入

(1) 国庫支出金 △ 1 2 3 千円

本来、県支出金とすべき歳入予算を誤って国庫支出金に補正したことから、歳入予算の組み替えを行うため、情報収集等業務効率化支援事業費補助金 123 千円を減額補正します。

(2) 県支出金 1 2 3 千円

上記にの補正に伴い、歳入予算の組み替えを行うため、情報収集等業務効率化支援事業費補助金 123 千円を増額補正します。

■繰越明許費の追加

(1) 情報収集等業務効率化支援事業 1 2 0 千円

農業委員等に配布するタブレット端末について、年度内納品が不可能となったことから必要な予算について繰越明許費とするため、タブレット購入費 120 千円を追加します。

(2) ふるさと納税関連経費 1 5, 2 1 2 千円

年末年始のふるさと納税寄附金が膨大で返礼品の発送が遅延し、業務の履行等が令和 4 年度以降にズレ込む見込みであることから、必要な予算について繰越明許費とするため、ふるさと納税受付事務等業務委託費 3,803 千円、ふるさと納税事業（返礼品代）11,409 千円を追加します。